

答申 第 3号
平成26年6月4日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山田 やす子

世帯一覧表等の提供に関する意見について（答申）

伊勢市個人情報保護条例第11条第2項第7号の規定に基づき、平成26年5月16日付で諮問のありました世帯一覧表等の提供に関する意見については、下記のとおりお答えします。

記

1. 審議会開会日 平成26年5月21日（水）
2. 開会場所 伊勢市役所東庁舎4-2会議室
3. 出席委員及び事務局員
会 長 山田やす子 委 員（職務代理者） 濱田 秀也
委 員 大谷 健 委 員 小寺 留男
委 員 富永 健 事務局（総務課） 中川 雅日 濱地 直樹
4. 諮問内容説明者 市民交流課 沖塚 孝久 古川 毅
5. 諮問内容

広報紙等の配布業務について、現行では市内の各地区に市の非常勤職員として地区連絡員を置き、月2回の配布を行っている。地区連絡員に対して、配布業務の基礎資料として、受け持ち地区の「担当世帯一覧表」を提供し、世帯数の増減や変更があった際には「住民異動一覧表」を提供し、遺漏なくすべての世帯に情報が行き届くようにしている。なお、世帯一覧表等は当該業務以外での使用ができないこととし、期間終了後に返却を受けている。

市では、新しい地域自治の仕組みとして、24の小学校区単位を基本とする地域自治組織である「地区みらい会議」の設立を進めており、平成27年度からの本格始動を目指している。その中で、広報紙等の配布業務を地区みらい会議へ依頼する方向で検討しており、当該業務の基礎資料となる担当世帯一覧表及び住民移動一覧表について提供する必要があるものと考えているが、それらを提供するにあたって、意見を求められたもの。

6. 審議会としての答申

新しい地域自治の仕組みとして、地域が一体となって活動できる組織である「地区みらい会議」の設立を市の取り組みとして進める中で、広報いせ等の配布業務を依頼するものであり、漏れなく広報等を配布するためには、世帯一覧表等の提供は必要なものであると考えられるので、世帯一覧表等の提供に関しては、個人情報の漏えい等が起きないように万全な対策の徹底と適正な情報の管理を行うこと、個人情報の取扱いに関して必ず条件をつけること、世帯情報を目的以外に利用することや複製することは処罰の対象となりうることを明記することを条件として容認する。

【伊勢市個人情報保護条例第 11 条第 5 項に関して】

「伊勢市個人情報保護条例第 11 条第 2 項第 7 号において外部提供を行う場合には本人に通知しなければならない」との規定があるが、今回の件に関しては、全世帯が対象であり対象者数が多く、本人の権利利益を侵害するおそれがないことを考慮し「本人への通知は必要ない」と認める。